大島 和輪話

共同実施だより　第１号
Ｈ２５．６．２７
発行　拠点校（東和中学校）

学校経営と事務職、そして仲間

周防大島町教育委員会　教育長　西川　敏之

学校には、校長先生をはじめ、常勤非常勤を問わず、多くの教職員の方が役割を分担しながら働いています。「学校は子どもが育ってなんぼの世界」ですから、子どもたちの教育に直接深く関わる学級担任や教科担任の仕事にスポットライトがあたりますが、どの役割どの仕事も学校が学校として機能していく上で、必要不可欠なものです。浮島小学校の校長先生や情島小中学校の教頭先生も含め、事務職の先生方には、学校事務だけでも

①財務事務　②給与事務　③旅費事務　④福利厚生事務　⑤文書事務　⑥備品管理事務　⑦施設管理事務　⑧就学援助事務　⑨ＰＴＡ関係事務　⑩学校経営支援事務　等

をしていただいています。どの事務が欠けても、学校を経営することはできません。

以前ある方から「単なる事務処理の枠を超えて、学校現場の実態に即した創造的な仕事ができることが、学校事務職員という職の最大の魅力です」と伺い、「すごい人だなあ。ありがたいなあ」と嬉しくなったことがあります。「創造的な仕事とは何か。そこに、各先生方の個性や持ち味、特技や経験等が出るのかな」と思っています。

東和中学校以外は、事務職は一人です。しかし、校内には、職務内容は違いますが同じ教育目標の達成を目指す仲間が、他校には職務内容を同じくする仲間が沢山います。学校内外にネットワークを広げながら、事務職の先生方が「生き甲斐・やり甲斐」を持って働けるよう、私も応援をしていきたいと願っています。

事務職の専門性

拠点校校長　周防大島町立東和中学校長　大楽　一博

以前お話しさせていただきましたが、６年前、事務職員未配置校に赴任しました。そこでは、管理職と養護教諭で学校事務を分担していました。自分自身、各種手当や赴任旅費、年末調整などを冷や汗をかきながら進めました。まるで暗いトンネルを手探りで進むような、不安でいっぱいの気持ちでした。その状況の中、共同実施による支援は出口を照らす明るいライトのような存在でした。

おそらく、未配置校の管理職、初任者や若年事務職員の方々は同じ思いではないでしょうか。

このような「事務の平準化・均一化」は、教員同様、事務職員の大量退職時代を迎えて、配置形態の変化や人材育成の観点からも、今後ますます重要度が増してくると思われます。

そして、基幹的職員として、その専門性を生かしての学校運営への参画が求められています。これまで以上に教員との相互理解、町教委や管理職との連携を進めていくことが必要です。

ライトの輝きがますます明るくなることを願っています。

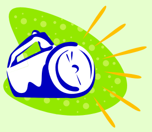

今年も周防大島町の全小中学校１７校で取り組みます。

周防大島町共同実施の取組は７年目を迎えました。事務の共同実施の目的である「正確で質の高い事務の提供と学校の活性化」を目指して、活動します。そのために①事務の効率化・平準化・適正化に向けた共同実践②教員が教育に専念できるような環境整備のための共同実践③学校事務職員の資質能力向上のための研修④人材育成のための支援を行います。周防大島町では事務職員未配置校、新規採用、臨時的任用及び経験の浅い事務職員配置校が全体の半数以上を占めています。今年は事務職員が未配置である離島においては管理職の方が新たに事務の仕事を始められる年となりました。共同実施の中でより一層支援が必要となっています。以下に組織図、研究内容について紹介します。

組織図

周防大島町教育委員会

学校事務共同実施協議会
（教育委員会・校長・事務職員・未配置校校長・教頭）

周防大島町学校事務共同実施運営委員会
（拠点校運営責任者・各地区責任者）

橘地区共同実施会
（責任者：島中小）
共同実施校　４校

- ○町予算見積書・項目一覧表の作成
- ○公費・私費負担区分について

大島久賀地区共同実施会
（責任者：久賀小）
共同実施校　７校

- ○教科書事務の手引き作成
- ○研究集録（ＵＳＢデータ）の更新
- ○年間使用教材一覧表の作成

東和地区共同実施会
（責任者：城山小）
共同実施校　７校

- ○「町会計の手引き」改訂
- ○小学校統合に伴う備品管理事務処理について

○相互審査による事務処理の適正化　○未配置校等への支援による、学校事務の平準化

給与減額措置について

平成２５年７月１日から平成２６年３月３１日までの９ヶ月間、給与の減額措置が行われる事になりました。

◎給料月額

教育職給料表（二）［教員］	２級以下　▲4.77%
	３級以上　▲7.77%
行政職給料表　［事務職員］	２級以下　▲4.77%
	３級以上　▲7.77%
医療職　［栄養職員］	２級以下　▲4.77%
	３級以上　▲7.77%
臨時的任用職員	▲3.77%

◎管理職手当　減額２０％

へき地手当（準ずる手当含）給料月額と同率で減額

◎12 月期の期末・勤勉手当は減額措置の対象外となります。

定期監査(補助監査)について

例年 ７ 月末に県費関係の定期監査が行われます。

給与関係（諸手当、特殊勤務手当等）・旅費関係の全ての帳簿（旅行命令依頼簿等）が対象となります。

本年度周防大島町に監査対象校はありませんが、日頃から諸帳簿の整備についてご協力、よろしくお願いします。